

## 財務諸表に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物・構築物・車両運搬具・器具及び備品一定額法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・給食用材料一個別原価法

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人 福祉医療機構による退職給付制度

### 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）  
当法人では、公益事業及び収益事業を実施していません。
- (3) 拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 法人本部拠点（社会福祉事業）
    - 「本部」
  - イ オパール室蘭拠点（社会福祉事業）
    - 「ケアハウス」
    - 「特定施設」
  - ウ オパール八丁平拠点（社会福祉事業）
    - 「ケアハウス」
    - 「特定施設」

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	978,217,010	0	52,520,714	925,696,296
建物附属設備（基本）	0	0	0	0
土地（基本）	60,859,980	0	0	60,859,980
減価償却累計額（基本）	0	0	0	0
合 計	1,039,076,990	0	52,520,714	986,556,276

### 7. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建 物（基本財産）	925,696,296 円
土 地（基本財産）	60,000,000 円
計	985,696,296 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物（基本）	1,593,211,034	667,514,738	925,696,296
土地（基本）	60,859,980	0	60,859,980
小計	1,654,071,014	667,514,738	986,556,276
構築物	36,467,747	27,397,326	9,070,421
車両運搬具	6,528,057	6,481,606	46,451
器具及び備品	51,015,513	37,188,850	13,826,663
投資有価証券	5,000	0	5,000
小計	94,016,317	71,067,782	22,948,535
合計	1,748,087,331	738,582,520	1,009,504,811

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

	債権額	引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	34,352,295	0	34,352,295
未収金	60,590	0	60,590
未収補助金	583,241	0	583,241
合計	34,996,126	0	34,996,126

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他財務諸表の内容を明らかにするために必要な事項

該当なし